

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成28年6月2日

山口県知事 村岡嗣政

1 事件

- 1 賃金引上げの要求に関する件
- 2 労働条件の改善の要求に関する件
- 3 諸手当の改善の要求に関する件

2 日時

平成28年6月10日以降本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。